

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	一般財団法人	資金分配団体
団体名	一般財団法人リープ共創基金		
郵便番号	104-0031		
都道府県	東京都		
市区町村	中央区		
番地等	京橋一丁目1番5号セントラルビル2階fabbit京橋		
電話番号	080-7840-7608		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.reep.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2015/03/11		
法人格取得年月日	2015/03/11		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	カトウテツオ
	氏名	加藤徹生
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	8
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	3
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	7
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	通帳管理者と決済者が同一
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	12
申請前年度の助成総額 [円]	145,345,397
助成した事業の実績内容	コロナ後社会の働き方づくりのための助成

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	トヨタ財団 外国人材の受け入れと日本社会「在留外国人の金融排除の実態調査と金融包摂スキームのプロトタイプ構築 ―金融包摂を通じた在留外国人のエンパワーメント―」

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

番号	対象		申請	左記で実行団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2020年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択		
2	2021年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択		
2					
2					
2					
2					

役員名簿

必須入力セ 任意入力セ

(入力方法)

- 役員名簿には、貴団体に所属する役員すべてを記載してください。
 - 役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
 - 備考欄には、他の団体等との兼職関係(兼職先名称、兼職先での役割等)、申請団体における役員としての、今回申請する事業の実施に影響すると考えられる情報を記載ください。
 - 氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)
 - 氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)
 - 生年月日(大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角)
 - 性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名をセルごとに入力してください。
 - 入力確認欄にcheck!が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
 - 黄色いセルは文字を入力すると白くなります。記入漏れがないようにすべての項目の入力をお願いします。
- (留意事項)
- ※記載例は、消して使用してください。
 - ※外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力してください。
 - ※提出の際は、本エクセルにてご提出ください(PDF等に変換はしないでください)。
 - ※上記の要件を満たしていない場合は、再提出を求めさせていただきます。
 - ※役職名は必ず役職を入れてください。
 - ※明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までです。

番号	入力確認欄	シメイ	氏名	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
1	OK	カノウ ケイ	加藤 敬生						一般財団法人 リーブ共創基金	代表理事			
2	OK	カノウ ケイ	桑原 香苗						一般財団法人 リーブ共創基金	評議員			
3	OK	ニシダ ナオヒロ	西田 尚弘						一般財団法人 リーブ共創基金	評議員			
4	OK	イノエ マミ	依田 真美						一般財団法人 リーブ共創基金	評議員			
5	OK	コノ マサノリ	児玉 義徳						一般財団法人 リーブ共創基金	理事			
6	OK	ミキ ケイ	三木 貴穂						一般財団法人 リーブ共創基金	理事			
7	OK	コノ リョウ	黄田 立文						一般財団法人 リーブ共創基金	理事			
8	OK	サカタ ヒロキ	佐久間 裕幸						一般財団法人 リーブ共創基金	監事			

規程類必須項目確認書

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認ください。

事業名:	ICTを核とした早期介入のエコシステムの構築
団体名:	一般財団法人リープ共創基金
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎後日提出する規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第16条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第17条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第17条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第17条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第15条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第19条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第21条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	定款	第19条
● 理事会の構成				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第23条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第23条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第32条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第33条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第33条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第33条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第34条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第34条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第35条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第34条
● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第24条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的な内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第25条
● 役員及び評議員				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第28条、第14条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	定款	第28条、第14条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	コンプライアンスおよび利益相反に係る規程	第8条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスおよび利益相反に係る規程	第9条
(6) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(7) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	定款	第29条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第29条
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスおよび利益相反に係る規程	第8条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンスおよび利益相反に係る規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンスおよび利益相反に係る規程	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	内部通報規程	第8条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	組織規程	第3条
(2) 職制		公募申請時に提出	組織規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	組織規程	第3条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	組織規程	第3条
● 職員の給与等				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第3条、第4条、第7条、第10条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第8条、第10条、第11条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	情報公開および文書管理に係る規程	第12条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	情報公開および文書管理に係る規程	第13条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	情報公開および文書管理に係る規程	第14条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開および文書管理に係る規程	別表
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第7条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第9条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第11条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第11条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第22条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第10条、第12条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第23条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第18条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第34条、第35条、第36条

一般財団法人リープ共創基金定款

1. 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人リープ共創基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く

2. 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、以下の目的を達成するために活動する

1 篤志家と社会起業家の対等な関係性を育み、万人に開かれた基金文化の醸成を行う

We intermediate equal partnership between philanthropists and social entrepreneurs to foster philanthropic investment ecosystem

2 基金の組成を通じて、社会的課題の解決に持続可能性と拡張性をもたらす

We structure philanthropic trust to bring sustainable and scalable solutions

(事業)

第4条 この法人は、3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 基金の組成

二 資産の運用に関する助言の提供

三 メディアの運営

四 非営利組織および社会的企業に対する助成、低利融資および債務保証の提供

五 非営利組織および社会的企業の経営支援

六 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

3. 資産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(基本財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は別に定める財産管理運用規定に基づく。

2 財産の管理・運用規定は、理事会の決議により定め、評議員会の承認を受けなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 六 社会的成果を定量的、定性的に評価した年次報告書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなけれ

ばならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

- 一 監査報告
- 二 会計監査報告

4. 評議員及び評議委員会

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- 一 各評議員について、次のイからホに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- 二 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員であるもの
 - ニ 次の団体においてその職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）
 - ① 国の機関

- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 5 号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつその設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

3 評議員会議長及び評議員会副議長は、評議員会の決議によって選定する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（権限）

第 1 2 条 評議員は、評議員会を構成し、第 1 6 条第 2 項に規定する事項の決議に参画する。

（評議員の任期）

第 1 3 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 1 1 条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（評議員の報酬等）

第 1 4 条 評議員は原則として無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

5. 評議員会

（構成及び権限）

第 1 5 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員は、次の事項を決議する。

- 一 役員の選任及び解任
- 二 定款の変更

- 三 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- 四 残余財産の処分
- 五 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- 六 ミッション及び価値規範の承認と決定
- 七 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

- 第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、毎年1回、事業年度終了後3ヵ月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（招集）

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議委員会を招集しなければならない。

（議長）

- 第18条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

- 第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 監事の解任
 - 二 定款の変更
 - 三 その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする

（決議の省略）

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印するものとし、電磁的記録により議事録を作成した場合は署名又は記名押印に代わる措置を取るものとする。

6. 役員及び理事会

(役員を設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事3名以上6名以内
- 二 監事1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会は、その決議によって事務局長を選定することができる。ただし、事務局長は1名とする。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 事務局長は、代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事の業務執行に係る職務を代行する。事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、理事会の決定により理事の中から代行者を選定し、その職務を代行する。
- 4 代表理事及び事務局長は、3ヵ月に1回以上、自己の職務執行状況を評議員会及び理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- 二 この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
- 三 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- 四 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- 五 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- 六 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議委員会に報告すること。
- 七 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- 八 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 役員は、第23条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない

い。

(役員解任)

第27条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、これを禁止する。

- 一 自己又は第三者のためにする取引のうちこの法人の事業の部類に属するもの
 - 二 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - 三 この法人がその理事の債務を保証すること
- 2 前項のあてはまる可能性のある取引を行う理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 上記のような利益相反を防止するために、管理者責任（スチュワードシップ・コード）の原則を明文化し、開示するものとする。また、理事は管理者責任の原則に対し、原則に基づく説明責任（コンプライ・オア・エクスプレイン・ポリシー）を負うこととする。

第7章 理事会

(設置)

第30条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

- 二 役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規定
 - 三 規則の制定、変更及び廃止
 - 四 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - 五 理事の職務の執行の監督
 - 六 代表理事の選定及び解職
 - 七 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 重要な使用人の選任及び解任
 - 四 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう）の整備

（種類及び開催）

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度四半期毎に1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 一 代表理事が必要と認めたとき
 - 二 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - 三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - 四 第26条第1項5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

（招集）

- 第33条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第3項3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
 - 3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事

会を招集しなければならない。

- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的並びに第12条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法については変更することができない。

- 2 前項にかかわらず、設立者の意思に基づき、評議員の全員が賛成するときは、第3条に規定する目的並びに第12条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第38条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に帰属させるものとする

第9章 会員

(会員)

第40条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人または団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

第10章 公告の方法

(公告)

第41条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1. この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 松井彰彦 宮島達男 桑原香苗

2. この法人の設立時理事、設立時代表理事並びに設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 加藤徹生 松井玲子 生田秀

設立時代表理事 加藤徹生

設立時監事 佐久間裕幸

3. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第9条1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4. この法人の最初の事業年度は、第6条の規定にかかわらず、法人設立日から平成28年2月29日までとする。

5. 変更履歴

平成27年5月22日の評議員会において、下記の条文を追記することを決議。

(剰余金の分配の禁止)

第39条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に帰属させるものとする

令和2年6月8日の評議員会において、「資産の運用に関する助言の提供」を第4条に追記することを決議。

令和3年2月3日の評議員会において、定款第2条「主たる事務所を東京都文京区に置く」とあるのを「主たる事務所を東京都中央区に置く」と変更することを決議。

上記は、当法人の現行定款に相違ない。

令和3年3月1日

一般財団法人リープ共創基金

代表理事 加藤 徹生 印

別表（第7条関係）

財産種別	場所・数量等
金銭	300万円

履歴事項全部証明書

東京都中央区京橋一丁目1番5号セントラルビル2階f a b b i t京橋
一般財団法人リープ共創基金

会社法人等番号	0100-05-023682	
名称	<u>一般財団法人World In Asia</u>	
	一般財団法人リープ共創基金	平成30年 3月10日変更 ----- 平成30年 4月19日登記
主たる事務所	<u>東京都文京区弥生二丁目12番3号3階</u>	
	<u>東京都中央区京橋一丁目1番5号セントラルビル2階</u>	令和 3年 3月 1日移転 ----- 令和 3年 3月 5日登記
	東京都中央区京橋一丁目1番5号セントラルビル2階f a b b i t京橋	----- 令和 3年 9月21日更正
法人の公告方法	<u>電子公告による。</u> <u>http://foundation.worldinasia.org/</u> <u>事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。</u>	
	電子公告による。 <u>https://www.reep.jp/</u> 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。	令和 2年 6月 8日変更 ----- 令和 2年 8月 6日登記
法人成立の年月日	平成27年3月11日	
目的等	<p><u>目的</u> この法人は、以下の目的を達成するために活動する</p> <p><u>1 篤志家と社会起業家の対等な関係性を育み、万人に開かれた基金文化の醸成を行う</u></p> <p><u>2 基金の組成を通じて、社会的課題の解決に持続可能性と拡張性をもたらす</u></p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p><u>一 基金の組成</u></p> <p><u>二 メディアの運営</u></p> <p><u>三 非営利組織および社会的企業に対する助成、低利融資および債務保証の提供</u></p> <p><u>四 非営利組織および社会的企業の経営支援</u></p> <p><u>五 その他この法人の目的を達成するために必要な事業</u></p>	

	平成30年 3月10日変更 平成30年 4月19日登記			
	<p>目的</p> <p>この法人は、以下の目的を達成するために活動する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 篤志家と社会起業家の対等な関係性を育み、万人に開かれた基金文化の醸成を行う 2 基金の組成を通じて、社会的課題の解決に持続可能性と拡張性をもたらす <p>この法人は、目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 基金の組成 二 資産の運用に関する助言の提供 三 メディアの運営 四 非営利組織および社会的企業に対する助成、低利融資および債務保証の提供 五 非営利組織および社会的企業の経営支援 六 その他この法人の目的を達成するために必要な事業 <p style="text-align: right;">令和 2年 6月 8日変更 令和 2年 8月 6日登記</p>			
役員に関する事項	<p><u>評議員</u> <u>松井彰彦</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>令和 1年 5月31日退任</td> </tr> <tr> <td>令和 2年 8月 6日登記</td> </tr> </table>	令和 1年 5月31日退任	令和 2年 8月 6日登記	
	令和 1年 5月31日退任			
	令和 2年 8月 6日登記			
	<p><u>評議員</u> <u>桑原香苗</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>令和 1年 5月31日退任</td> </tr> <tr> <td>令和 2年 8月 6日登記</td> </tr> </table>	令和 1年 5月31日退任	令和 2年 8月 6日登記	
	令和 1年 5月31日退任			
	令和 2年 8月 6日登記			
	<p><u>評議員</u> <u>菊池宏子</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>平成30年 8月21日就任</td> </tr> <tr> <td>平成30年 9月21日登記</td> </tr> <tr> <td>令和 2年 6月 8日辞任</td> </tr> <tr> <td>令和 2年 8月 6日登記</td> </tr> </table>	平成30年 8月21日就任	平成30年 9月21日登記	令和 2年 6月 8日辞任
平成30年 8月21日就任				
平成30年 9月21日登記				
令和 2年 6月 8日辞任				
令和 2年 8月 6日登記				
<p><u>評議員</u> 深沢真美 (依田真美)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>令和 2年 6月 8日就任</td> </tr> <tr> <td>令和 2年 8月 6日登記</td> </tr> </table>	令和 2年 6月 8日就任	令和 2年 8月 6日登記		
令和 2年 6月 8日就任				
令和 2年 8月 6日登記				
<p><u>評議員</u> 西田尚弘</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>令和 2年 6月 8日就任</td> </tr> <tr> <td>令和 2年 8月 6日登記</td> </tr> </table>	令和 2年 6月 8日就任	令和 2年 8月 6日登記		
令和 2年 6月 8日就任				
令和 2年 8月 6日登記				
<p><u>評議員</u> 桑原香苗</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>令和 2年 6月 8日就任</td> </tr> <tr> <td>令和 2年 8月 6日登記</td> </tr> </table>	令和 2年 6月 8日就任	令和 2年 8月 6日登記		
令和 2年 6月 8日就任				
令和 2年 8月 6日登記				

		平成30年 3月10日就任
	代表理事 <u>加藤 徹生</u>	平成30年 4月19日登記
		令和 2年 6月 8日重任
	代表理事 <u>加藤 徹生</u>	令和 2年 8月 6日登記
		令和 4年 8月 2日重任
	代表理事 <u>加藤 徹生</u>	令和 4年 9月 6日登記
	理事 <u>加藤 徹生</u>	平成30年 3月10日就任
		平成30年 4月19日登記
	理事 <u>加藤 徹生</u>	令和 2年 6月 8日重任
		令和 2年 8月 6日登記
	理事 <u>加藤 徹生</u>	令和 4年 8月 2日重任
		令和 4年 9月 6日登記
	理事 <u>生 田 秀</u>	平成30年 3月10日就任
		平成30年 4月19日登記
		令和 2年 6月 8日退任
		令和 2年 8月 6日登記
	理事 <u>ロドリゲス 奈美</u>	平成30年 8月21日就任
		平成30年 9月21日登記
	理事 <u>ロドリゲス 奈美</u>	令和 2年 6月 8日重任
		令和 2年 8月 6日登記
		令和 3年 8月31日辞任
		令和 3年 9月21日登記
	理事 <u>三木 貴穂</u>	令和 2年 6月 8日就任
		令和 2年 8月 6日登記
	理事 <u>三木 貴穂</u>	令和 4年 8月 2日重任
		令和 4年 9月 6日登記

東京都中央区京橋一丁目1番5号セントラルビル2階 f a b b i t 京橋
 一般財団法人リープ共創基金

	<u>理事</u> 兒玉義徳	令和 3年 2月 3日就任
		令和 3年 3月 5日登記
		令和 4年 8月 2日辞任
		令和 4年 9月 6日登記
	<u>理事</u> 黄田立文	令和 3年 4月12日就任
		令和 3年 9月21日登記
		令和 4年 8月 2日辞任
		令和 4年 9月 6日登記
	<u>理事</u> 兒玉義徳	令和 4年 8月 2日就任
		令和 4年 9月 6日登記
	<u>理事</u> 黄田立文	令和 4年 8月 2日就任
		令和 4年 9月 6日登記
<u>監事</u> 佐久間裕幸	令和 1年 5月31日退任	
	令和 2年 8月 6日登記	
	令和 2年 6月 8日就任	
	令和 2年 8月 6日登記	
登記記録に関する事項	設立	平成27年 3月11日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局管轄)

令和 5年 5月15日

東京法務局世田谷出張所
 登記官

松 島 晋

